

## 神戸開港 150 年記念事業に関する活動助成要綱

平成 28 年 9 月 23 日  
平成 29 年 3 月 30 日改正

### (趣旨・目的)

第 1 条 この要綱は、神戸開港 150 年記念事業を幅広く周知するため、市民又は神戸港に愛着を持つ者が自ら企画・提案・実施し、神戸港の振興又は神戸開港 150 年記念事業のさらなる発展に寄与する事業に対し、神戸開港 150 年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が経費の一部を助成することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象団体)

第 2 条 神戸開港 150 年記念事業に関する活動助成（以下、「助成」という。）の対象団体は、企画した事業を完了まで責任をもって遂行できる団体・実行組織とする。但し、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体は除く。

### (対象要件)

第 3 条 助成対象となる事業は、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものでなければならない。

- (1) 神戸港の振興又は神戸開港 150 年記念事業のさらなる発展に寄与する事業であること
- (2) 団体の本部又は支部が神戸市内に在り、自ら企画しかつ実施する事業で、第 4 条に定める期間中に実施される事業であること
- (3) 宗教的、政治的な事業のいずれでもないこと
- (4) 第 1 条の趣旨・目的に反する事業でないこと

### (対象期間)

第 4 条 助成の対象とする事業は、平成 29 年 4 月 1 日から 12 月 31 日の間に実施しなければならない。

### (助成内容)

第 5 条 実行委員会は、助成事業に対して 30 万円を上限に、総事業費の 3 分の 2 を予算の範囲内で助成する。

2 他の公的団体等から助成等を受ける場合は、その助成の対象経費を、前項の総事業費から除く。

### (助成対象範囲)

第 6 条 助成対象経費のうち、次の各号に掲げるものは、助成の対象から除外する。

- (1) 団体構成員の飲食費、打ち上げ、レセプション等にかかるもの
- (2) 団体構成員の人件費及び報酬
- (3) 備品及び単品で 2 万円以上の消耗品
- (4) 領収書がない等、使途が不明のもの
- (5) 第 4 条に定める事業の期間外に実施される事業に対する経費（事前広報費など実行委員会が必要と認める経費は含めない）
- (6) その他、実行委員会が適当と認めないもの

### (助成の申請)

第 7 条 申請団体は、自らが申請する事業につき、次に掲げる書面を提出し、別に定める募集期間に実行委員会に申請しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 団体概要
- (3) 事業企画書（様式第 2 号）
- (4) 収支予算書（様式第 3 号）

(要件審査)

第8条 実行委員会は全ての申請に対し、前条に基づき提出された書面の審査を行う。この審査で第2条又は第3条各号の要件に明らかに該当しないと認められる場合は、第10条第2項の規定に従い、不採択として申請団体に通知する。

(審査委員会の設置及び助成事業の審査)

第9条 実行委員会は、助成事業として申請された事業の企画内容を審査するため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会は、実行委員会から1名、有識者から3名を選び構成する。
- 3 審査委員会は、申請に対し、第7条に定める書類に基づき、神戸港や神戸開港150年記念事業との関連性、計画性、効果、助成の必要性、事業の新規性を総合的に審査する。
- 4 実行委員会は、審査委員と申請案件にかかる団体に利害関係が認められる場合は、当該案件の審査から当該審査委員を除外しなければならない。

(交付及び交付予定額の決定)

第10条 実行委員会は、前条の審査委員会の審査を尊重し、申請に対し、助成の採択及び交付予定額を決定したときは、助成金交付予定額決定通知書(様式第4号)により申請団体に通知する。

- 2 実行委員会は、前条の審査委員会の審査を尊重し、申請案件に対し、不採択の決定をしたときは助成金不交付決定通知書(様式第5号)により申請団体に通知する。

(助成事業の変更等)

第11条 申請団体が助成事業の内容、実施時期もしくは経費の変更をする場合は、速やかに計画変更申請書(様式第6号)を実行委員会に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難になった場合は、申請団体は速やかに実行委員会に報告してその指示を受けなければならない。
- 3 実行委員会は、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、交付決定に必要な条件を課することができる。

(助成事業の変更等の承認)

第12条 実行委員会は、前条第1項の申請があったときは当該申請に係る変更の内容を速やかに審査する。

- 2 実行委員会は前項の審査の結果、変更を承認することが適当であると認めたときは、申請団体にその旨を変更等承認通知書(様式第7号)により通知する。
- 3 実行委員会は本条第1項の審査の結果、変更を承認することが不適当と認めたときは、申請団体にその旨を変更等不承認通知書(様式第8号)により通知する。

(事業報告書の提出)

第13条 申請団体は、助成事業が完了したときは、速やかに、次の各号の書面等を提出し実績を報告しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算報告書(様式第10号)
- (3) 領収書の写し
- (4) 記録写真、パンフレット、チラシなど
- (5) その他、実行委員会が必要と認める資料

(交付額の確定)

第14条 実行委員会は、前条の事業報告書の提出があった場合は、速やかに審査し、助成金の交付額の確定を行い、助成金交付額確定通知書(様式第11号)により申請団体に通知する。

(助成金の請求と支払い)

第15条 申請団体は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書(様式第12号)を実行委員会に提出しなければならない。これを受けて実行委員会は速やかに助成金を支払う。

(助成金の取消し)

第16条 実行委員会は、以下に掲げる事由により、助成金の予定額又は交付決定額の一部もしくは全部を取消すときは、速やかに、その旨を助成金交付決定取消通知書(様式第13号)により当該申請団体に通知する。

- (1) 申請団体が第3条に掲げる各号の要件を満たさないことが判明したとき
- (2) 申請団体が虚偽又は不正の申請を行ったとき
- (3) 申請団体が助成金を対象事業以外に使用したとき
- (4) 申請団体が助成金交付に関し、前各号の他、この要綱の規定に違反したとき

(助成金の返還)

第17条 実行委員会は、第15条の規定に基づき助成金を交付した後、前条の規定により助成金の交付の決定を取消したときは、申請団体に期限を定めて既に交付した助成金の返還を命ずる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、実行委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成28年9月23日より施行する。
- 2 この要綱は平成29年3月30日より施行する。